

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 17 回 総 会

平成 31 年 1 月 28 日 (月)

名護市農業委員会 第17回総会

開催日時 平成31年1月28日(月)午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	欠 席	5番	欠 席	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠 席 者 4番 宮城 政喜 5番 比嘉 清隆

議事録署名人 6番 具志堅 安盛 7番 野原 朝行

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第104号 農地転用事業計画変更承認申請について
第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第106号 農用地利用集積計画の意見決定について
第107号 非農地証明願いについて

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番と7番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第17回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第106号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第106号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 資料の5ページをご覧ください。平成31年1月21日付で、名護市長から名

護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人6名。譲受人6名。設定筆数9筆、面積15,855㎡。内 賃借権4筆、使用貸借権4筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、6ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物はパインです。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

2番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はサトウキビです。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

3番と4番、譲渡人●から譲受人●の農事組合法人●へ、3年2ヵ月の賃借権で、作物はハーブ類です。

5番、譲渡人●の農業生産法人●から譲受人●の農業生産法人●へ、所有権移転で、作物は牧草と野菜です。

6番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、15年間の賃借権で、作物は観葉植物です。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

7番から9番、譲渡人●の●さんから譲受人公益社団法人●へ、農地中間管理事業における5年間の使用貸借権となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第106号について質疑はございませんか。

委員 7、8、9は、公社から借り受ける者は決まっているのか。

事務局 現在、耕作されている者に引き続き、貸し付けることが決まっています。

議長（8番） ほかにかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことですので、議案第106号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 議案第103号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が1,700㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名。稼働日数200日。計画作物はマンゴーです。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が809㎡。●の●さんから●の●さんへ。贈与による規模拡大のための無償移転となっています。従事者2名。稼働日数主250日、補助200日。計画作物はシークワサーです。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で3筆合計面積が12,745㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃

貸借となっています。従事者は2名。稼動日数 主 210 日、補助 100 日。計画作物はパイン、カボチャです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第103号について質疑はございませんか。

委員 1番は、伊平屋村の者だが通うのか。

事務局 伊平屋村ではサトウキビを耕作し、現在も行き来をしながら営農されているとのことなので、問題ないと考えます。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 下限面積が名護と伊平屋で違う場合、どこの下限面積が適用されるのか。

事務局 名護と伊平屋、それぞれで下限面積を満たす必要があります。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第103号 整理番号1番から3番については可決といたします。

議長（8番） 議案第104号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料2ページをご覧ください。

●● ●番地。農振農用地外で面積が557㎡において、住宅を建築するため、譲渡人がすでに5条許可を受けていましたが、計画していた資金調達が困難となり、住宅建築は断念せざるを得なくなり、また、事業実施者を変更して、事業を遂行するため、事業計画の変更申請を行ったものです。なお、5条許可申請については、後ほど説明をします。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第104号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第104号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料3ページをご覧ください。

整理番号1番と2番は、先ほど説明をしました事業計画の変更を行ったものです。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が557㎡の内279㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原

則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が557㎡の内279㎡。●の●さんから●の●さん外1名へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が238㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が4割を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が722㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が1ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,277㎡。●の●さんから●の●さんへ。資材置き場及び残土置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が1.3ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第105号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第105号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長(8番) 議案第107号 非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
事務局 資料7ページをご覧ください。

● ●番地。農振農用地外で面積が1,708㎡。所有者●の●さん。非農地証明の事由としましては、当該地は傾斜地で昭和48年(1973年)から45年間耕作されておらず、山林化しており、その上、袋地でもあることから、今後も農地としての利用は困難であるとのこと。

議長(8番) 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。1月23日に私(11番)と委員(10番)、事務局とで現場を確認しました。

状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林化しており、傾斜もあることから、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。

議長(8番) 説明がありました議案第107号について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことですので、議案第107号非農地証明願いについては証明相当と判断してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第17回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 具志堅 安盛 印

署名委員 野原 朝行 印